

(お知らせ)

2025年2月
四国電力送配電株式会社

2025年度 四国エリアの再エネ出力制御対象者の選定方法の変更について

四国エリアの再生可能エネルギーの出力制御については、「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方^{※1}」に基づき、これまでは、1発電所あたりの出力制御日数が「30日・360時間を超過しない場合」の運用を行ってまいりました。

このたび、2025年度の1発電所あたりの出力制御日数が30日を超過する可能性が出てきたことから、当該基本的考え方に基づき、2025年度については、出力制御対象者の選定方法を下記のとおり、「30日を超過し、かつ360時間を超過しない場合」の運用に変更いたします。

なお、本変更に伴う発電事業者さま側での特段のご対応はございません。

※1 当社公表内容「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」
https://www.yonden.co.jp/nw/assets/renewable_energy/news/keitou_wg_035.pdf

記

1. 出力制御対象者の選定方法

- ・年間計画段階において旧ルール事業者の出力制御を30日まで先に割り当てた上で、更なる余剰に対して新ルールおよび無制限・無補償ルール事業者を割り当てる。
- ・運用段階においては、実績（制御実績・需給動向等）を踏まえ、各ルール間の制御割当を随時調整し、事業者間の公平性を確保する。

2. 適用範囲および適用時期

- ・適用範囲：太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー出力に係る出力制御対象事業者。（旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールの各制度に該当する事業者を含む）
- ・適用時期：本文書発信時より適用する。

以上